

平成 29 年 4 月 22 日 制定  
平成 31 年 2 月 1 日 改定  
平成 31 年 4 月 20 日 改定  
令和 2 年 4 月 22 日 改定  
令和 8 年 2 月 20 日 改定

## Materials Transactions 既掲載論文投稿規則

### 1. 目的

この規則は、日本材料学会誌「材料」に日本語で掲載された記事を材料系学協会共同刊行欧文誌「Materials Transactions」へ日本材料学会を通して再投稿する場合、および日本材料学会を通して欧文誌「Materials Transactions」に掲載された記事を会誌「材料」へ日本語で再投稿する場合に関する事項を規定する。

### 2. 著作権

欧文誌「Materials Transactions」に再投稿し、掲載された記事、および会誌「材料」に再投稿し、掲載された記事の著作権は日本材料学会に属する。再投稿し、掲載された記事は既掲載記事の二次出版物と見なされる。

### 3. 著者の責任

再投稿し、掲載された記事の内容および著作権上の問題に関する責任は著者が負うものとする。

### 4. 投稿

- 4・1 会誌「材料」に掲載された日本語の記事を欧文誌「Materials Transactions」へ英語で再投稿する場合は、会誌「材料」への掲載後 2 年以内とする。再投稿する記事は既掲載記事と同じ図表を用い、既掲載記事の内容を忠実に翻訳したものとする。
- 4・2 会誌「材料」の既掲載日本語記事を欧文誌「Materials Transactions」へ英語で再投稿する場合は、欧文誌「Materials Transactions」が定める執筆要領に従って作成した投稿原稿の PDF ファイルを欧文誌「Materials Transactions」の電子投稿システム上で投稿するとともに、「材料」の既掲載記事のコピー 1 部を日本材料学会編集委員会に提出する。
- 4・3 会誌「材料」の既掲載日本語記事を欧文誌「Materials Transactions」へ英語で再投稿する投稿原稿には、会誌「材料」の既掲載記事の翻訳であることを明記しなければならない。
- 4・4 欧文誌「Materials Transactions」に掲載された記事を会誌「材料」へ日本語で再投稿する場合は、欧文誌「Materials Transactions」への掲載後 2 年以内とする。再投稿する記事は既掲載記事と同じ図表を用い、既掲載記事の内容を忠実に翻訳したものとする。
- 4・5 欧文誌「Materials Transactions」の既掲載記事を会誌「材料」へ日本語で再投稿する場合は、会誌「材料」が定める執筆要領に従って作成した投稿原稿の PDF ファイルを会誌「材料」の電子投稿システム上で投稿するとともに、欧文誌「Materials Transactions」の既掲載記事のコピー 1 部を日本材料学会編集委員会に提出する。
- 4・6 欧文誌「Materials Transactions」の既掲載記事を会誌「材料」へ日本語で再投稿する投稿原稿には、欧文誌「Materials Transactions」の既掲載記事の翻訳であることを明記しなければならない。

### 5. 投稿原稿

- 5・1 原稿が電子投稿審査システム上で投稿された日を受付日とする。
- 5・2 会誌「材料」の既掲載記事は、欧文誌「Materials Transactions」では、次の種別のいずれかに掲載される。著者は投稿する記事に相応しい種別を投稿時に選択する。
  - (1) Regular Article
  - (2) Review
  - (3) Overview
  - (4) Technical Article
  - (5) Opinion
- 5・3 欧文誌「Materials Transactions」の既掲載記事は、会誌「材料」では、次の種別のいずれかに掲載される。著者は投稿する記事に相応しい種別を投稿時に選択する。
  - (1) 論文
  - (2) 総説
  - (3) 解説
  - (4) 資料
  - (5) 討論

## 6. 投稿原稿の採否

投稿原稿の採否は日本材料学会の審査基準に則って編集委員会が決定する。採択が決定した原稿について、その旨を著者に通知した日を採択日とする。編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた投稿原稿が編集委員会からの訂正依頼日より3か月以内に再提出されない場合、その投稿原稿は原則として却下する。

## 7. 掲載料

- 7・1 著者は、掲載1編につき、掲載ページ数に応じた掲載料を支払わなければならない。
- 7・2 掲載料は別に定めるところによる。

## 8. 本規則の改廃

本規則を改定または廃止するためには、編集委員会で承認を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。